特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項	目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草津町は、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

〇内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、住民基本台帳システムにおいてはパスワード、住民基本台帳ネットワークにおいては、パスワード、生体認証により操作者を限定し、追跡調査のため端末機の使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。 〇住民基本台帳システムにおける自然災害等による被害軽減のため、町外に設置してある主サーバーとの接続にあっては、専用回線を利用し、不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

群馬県草津町長

公表日

令和6年12月3日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	草津町が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、草津町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、草津町における住民の周出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、草津町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。草津町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯主変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ⑩個人番号カード第を用いた本人の確認 尚、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カード関する法律の規定による通知カード及び個人番号カードをの個人管観サるための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カードを多名を第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報のアイルを使用する。・情報提供に必要な特定個人情報の提供を罰本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を罰本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を罰本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。
③システムの名称	住基システム 中間サーバー 住基ネットCS サービス検索・電子申請機能 コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本分帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)		
(平成25年5月31日法律第28号施行時点) - 第5条(住民基本台帳の備付け) - 第6条(住民基本台帳の作成) - 第7条(住民票の記載事項) - 第8条(住民票の記載等) - 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) - 第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) - 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) - 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) - 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) - 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) - 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	法令上の根拠	(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第20条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) ・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ■情報照会は実施しない				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	愛町部住民課				
②所属長の役職名	課長				

6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停	止請求					
請求先	草津町役場	愛町部	住民課	吾妻郡草津町大字草津28番地	電話:0279-88-	-7192(直通)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	草津町役場	愛町部	住民課	吾妻郡草津町大字草津28番地	電話:0279-88-	-7192(直通)	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した]適用した	
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の引	事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	(選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点					
3. 重大事故							
	引に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい		

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	[基礎項目評価書	1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書			
2)又は3) されてい		『価実施機関については、それ	にぞれ重点項目評価書又は全項	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 目評価書において、リスク対策の詳細が記載			

2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワー	クシス	テムを通じた	と入手を	徐く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分でる	ある]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残る	3	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Γ	十分でる	ある]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残る	3	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託					1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分でる	ある]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネ	ットワー	クシステムを	を通じた提	供を除く。)	Ι]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分で	ある]		<選択肢> 1)特に力を 2)十分である 3)課題が残	3	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			I 18	接続しない(入手)	Ι]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	ある]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
8. 人手を介在させる作業					[].	人手を介在させ	る作業はな	ない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分でる	ある]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
判断の根拠	登録や副確認、住また、住り介在する。 リスクへの・申請書に	本登録の 陽基ネット照会 民基本台帳 が、いずれの 対策は十つ に記載された	計には、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	本人からので 祭には、4情ごは上記のほこおいても複 と考えられる	イナンバー 報又は住所 Eか、下記に 数人での る。 情報のデー	事務に係る横断的が 一取得の徹底や、 所を含む3情報によい の局面で特定個人 を認を原則行うよう	なガイドライ同性同名者 はる照会を行い はる明会を行い ではしており	(ンに従い、マイナンバー 育がいた場合の十分な再 行うことを厳守している。 扱いに関して手作業が 、人為的ミスが発生する
9. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検		[O]	内部監査]	〕外部監	査
10. 従業者に対する教育・	I 啓発							

従業者に対する教育・啓発 11. 最も優先度が高いと考	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない えられる対策 「
11. 政 0 後 ル 及 ル 内 ル に つ	たら100万米 []工会日町個人16至点会日町個と大心する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

### 10-15-16 1 - ①		項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
### 2014-14-10 1 2 (1) 世界本を確認シャークシステム (世界本を確認・アイル (1) 世界本を確認・アイル (1) 世界本を作用 (1) 世界		7.H	住民基本台帳システム	住基システム	2001 THE RES	2.2.2.100 M-1.3 010.401
************************************	平成31年4月1日	1 1. ③	住民基本台帳ネットワークシステム 団体内統合宛名システム	中間サーバー 住基ネットCS	事後	表示の見直しによる変更
## 19-18 19 68 第2 19 19 28 29 18 2	平成31年4月1日	I 2.	(2)本人確認情報ファイル	住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル	事後	表示の見直しによる変更
# 中心 1 日間	平成31年4月1日		の制限人を別義注。 (別義第二にお情報提供の根拠) 第二個(情報提供者)が1市时刊長」の項のう 第 5年(情報提供者)が1市时刊長」の項のう 第 5年(情報提供者)が1年(12・33・4、6、8.9、9.11、1 15・18・20・21、23、27・30、31、34、3 5・37、38、39、40、42、48、55、54、5 15・37、38、39、40、42、48、55、54、5 10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、1	・番号波第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)を以降第7号(特定個人情報の提供の制限)を引擎。 (別表第二における情報提供の根拠) 「第三編「情報提供の根拠」 (別表第二における情報提供の根拠) 「第二編「情報提供の人情報)に任息展開原情報。 (16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、45、7、58、59、61、60、10、10、10、10、10、10、10、11、11、11、11、11、11	事後	法令改正による変更
### (間における担当部署: ②所属 長の役職名	山本琢夫	重田一郎	事後	
長の復職名 関連情報:5.評価実施期		I 関連情報:5.評価実施期	重用一郎	即百	車後	
# 2012年12月1日 テムによる情報連携交法令		長の役職名 I 関連情報:5.評価実施期間における担当部署:②所属			7.5	
中心(年1)月1日 取り扱う事務 (大事をの確要 を	令和3年6月21日	テムによる情報連携②法令	·番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	事後	法令改正による修正
中心(年)(月2日 取り扱う事務 サービス検索・電子申請機能 事前	令和4年12月2日	取り扱う事務		・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検 索・電子申請機能で受領する。	事前	
中部14年12月3日 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 20 人 20	令和4年12月2日	取り扱う事務		サービス検索・電子申請機能	事前	
「番号法第19条第40号(特定個人情報の提供の制限) 25 以列表第二(別表第二(43計 6情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が市前村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)ご在 医胰腺腫情報 が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11) 16,18,20,1,28,2,19,0,31,6,18,9,11,18,18,18,18,18,18,18,18,18,18,18,18,	令和6年12月3日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	中間サーバー 住基ネットCS	中間サーバー 住基ネットCS サービス検索・電子申請機能	事前	特定個人情報保護評価指針 の改正仮び特定個人情報保 短評価に関する規則改正に よる様式改正
第一年 (月) 日子人による情報連携 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 第一年 (日)	令和6年12月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	· 哥与法第19条第5号(特定個人情報の提供の制限) 及578 第519条第5号(特定個人情報) [第三端(情報提供的制度) [第三端(情報提供的) [前前日柱] (0項のう 5 新四編份 [42,62,42,62,63] (13,4,5,8,9) [13,4,5,3,4,6,8,9] [14,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,	・番号波第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表の予3部個(情報提供者)が作市町 長」の項の予5、第三欄(情報提供者)が作市町 村長」の項の予5、第四欄(特報提供者)が作市町 村長」の項の予5、第四欄(物理機件者)が 「在民類関係情報」が含まれる項(1,2,3, 5,7,11,13,15,20,28,73,39,48, 53,57,58,59,68,66,66,69,73,7 5,76,81,83,84,86,87,91,92,9 6,109,109,109,201,131,138,14 1,142,144,149,150,151,152,15 15,156,158,160,163,164,165,16 6の項) ・番号波斯19条第9号(特定個人情報の提供 の制度)	事後	
全部を1982 I 関連情報 日本た! 日本に!	令和6年12月3日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	記載なし	記載なし	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正及び特定個人情報保 護評価に関する規則改正に よる様式改正
☆前の後は9月9日 1. 対象人数 2.取扱者 取びのなない日は日 ☆前のをは9月1日 東後 の改正及び特定個	令和6年12月3日	1. 対象人数 2.取扱者	平成26年10月15日	令和6年10月1日	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正及び特定個人情報保 護評価に関する規則改正に よる様式改正
★ 1 ★ 1 ★ 1 ★ 2 ★ 2 ★ 3 ★ 3 ★ 4 ★	令和6年12月3日	8. 人手を介在させる作業 1 1.最も優先度が高いと考えら	記載なし	8.十分である 11.3.権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正及び特定個人情報保 護評価に関する規則改正に よる様式改正
		•		ı	i	